

平成21年6月17日

東京司法書士会会員 各位

東京青年司法書士協議会

会長 安藤 剛史

**東京地裁破産部に対する訴訟の傍聴と
自己破産の一斉本人申立てについて（お知らせ）**

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、皆様もご存知のとおり、東京地裁破産部では、「少額管財手続」及び「即日面接手続」を代理人申立事件に限っており、本人申立てによる自己破産を事実上排除するような運用を行っております。当会では、この運用の改善を求めて'要求書'の提出などを行ってまいりました。

また、平成19年、当会の会員が、最高裁判所規程に基づき東京地裁破産部の運用決定・維持に関する司法行政文書の開示を求めたところ、開示を求めたすべての文書が存在しないなどとして、その開示をしない旨回答したため、国に対し、これにより生じた損害の賠償を求める訴訟を提起しました。本訴訟の第一審においては、多くの皆様に傍聴していただきありがとうございました。

ところが、平成21年2月20日、原告敗訴の判決となったため、控訴し、その控訴審の第1回口頭弁論期日が裏面のとおりに開廷されます。控訴審では3名の弁護士が原告の代理人となっています。この訴訟は、単に原告が被った損害の補填の意味のみではなく、裁判所の公務執行の適正担保の回復を射程に含むものであります。

その一環として、同日午後に本人申立てによる自己破産一斉申立ても予定しております。

当会では、皆様にこの期日の傍聴をお願いするとともに、自己破産の一斉申立てへのご協力を是非ともお願い申し上げます。

この一斉申立てにご協力頂ける方は、裏面の東京地方裁判所破産部の運用改善を求める会事務局までご連絡ください。また、書類作成の疑問、対処法についての支援（フォローアップ研修）も裏面の日程にて行いますので、奮ってご参加下さい。